



かながわ 200 年の家

地域の気候・風土にあった良質で特徴的な「地域型長期優良住宅」

国土交通省 平成 25 年度 地域型住宅ブランド化事業提案



かながわ200年の家Wタイプ



かながわ200年の家Eタイプ

地域材利用に関する共通ルール

西部エリア

- ◆主要構造材にはかながわブランド県産木材を40%以上使用、かつ、それ以外の主要構造材はすべて合法木材とする。
- ◆かながわ県産「木板」を内外装に見付面積50㎡以上使用する。

東部エリア

- ◆主要構造材にはかながわブランド県産木材を20%以上使用、かつ、それ以外の主要構造材はすべて合法木材とする。
- ◆かながわ県産「木板」を外壁に見付面積20㎡以上使用する。

神奈川県東部エリアにかながわ200年の家西部エリア仕様を建築すること、またその逆も妨げない。

- ◆土台はかながわブランド県産木材の桧材とし、寸法は原則120mm×120mmとする。ただし、施工納まり上及び高さ規制等による場合はそれ以外も可能にする。
- ◆かながわ県産木材のB材丸太を原料とした構造用合板の使用（24mm 25枚以上もしくは12mm 40枚以上）。ただし、供給状況によって資材の入手が困難な場合は他材も可能とする。
- ◆床材は働き幅108mm・厚さ15mm、羽目板は働き幅100mm・厚さ12mmに統一する。

グループの長期にわたる住宅維持管理体制・住宅履歴情報の保存方法における共通ルール

- ◆JBN維持管理計画書の提出と指定図書を住宅履歴情報として「いえもり・かるて」（JBN）に蓄積指定期間（1年・3年・5年・10年・15年・20年・25年・30年）の点検実施と完了報告の義務づけをする。
- ◆住宅引渡時にお施主様に、日常の清掃とお手入れが重要である旨を「住まいの管理手帳」を使い住宅のお手入れの仕方を説明する。

住宅生産の合理化・効率化に資する取組、安定供給の長期維持体制、グループの信頼向上に資する取組における共通

- ◆長期優良住宅建築等計画の認定を受けた住宅とする
- ◆省エネ法による住宅事業建築主の判断基準による基準達成率110%以上とする。
- ◆加工の品質の向上のためにプレカットはAQ認証工場にて加工する
- ◆手刻み加工においては、大工経験10年以上若しくは、大工技能士とする。

- ◆事務局にて共通ルールに適合していることを確認し、邸別の「かながわ200年の家」適合証書を取得する。
- ◆「かながわ200年の家」ルールに適合しているか第三者検査機関「神奈川県建築安全協会」「東京都防災・建築まちづくりセンター」に仕様確認及び適合証書を取得する。

グループの技術力の向上における共通ルール

- ◆JBNと連携し、「新省エネ基準の実務講習会」「省令準耐火講習会」「外壁板貼り耐火大臣認定JBN仕様講習会」「省エネ施工技術者講習会」「設計者向け省エネ設計講習会」の技術向上にかかわる講習への参加の義務化とその仕様に準じた施工をする。
- ◆消費者・職人に地域型住宅の構造・完成現場見学会を実施する。山や製材工場などの見学会を実施する。
- ◆玄関ドア等に焼印による木の「かながわ200年のいえ」ブランド証を掲示する。

かながわ
200年の家を
つくる会